

官 印 省 略
20250314 関東第 44 号
令和 7 年 4 月 1 日

那須塩原市長 殿

関東経済産業局長

導入促進基本計画の同意について

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 3 日付けをもって協議のあった導入促進基本計画については、法第 49 条第 3 項の規定に基づき同意する。

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 (2025) 年 3 月 3 日

関東経済産業局長 佐合 達矢 殿

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市には、数多くの中小企業者が存在し、また、多種多様な業種の事業所が市内にバランスよく点在している。産業分類別の内訳をみると、卸売業・小売業の割合が最も多く、26.3%となっている。

また、本市の人口を年齢構造別にみると、令和2年国勢調査の結果では、生産年齢人口が全体の59.0%を占めているが、その割合は年々低くなっており、老年人口の増加が進んでいる状況である。今後、更に少子高齢化が進むことで、労働力不足や事業承継者不足といった問題が大きくなっていくと考えられる。

現在、本市では商工会の実施する後継者育成関連事業への補助や市制度融資における設備資金融資等を始めとした、中小企業者の支援を実施しているが、労働生産性の伸び悩みが課題となっている。

<令和3年経済センサス活動調査 県内事業所数>

市 町	令和3(2021)年					【参考】平成28(2016)年				
	事業所数	県計に占める割合 (%)	従業者数 (人)	県計に占める割合 (%)	1事業所当たり従業者数 (人)	事業所数	県計に占める割合 (%)	従業者数 (人)	県計に占める割合 (%)	1事業所当たり従業者数 (人)
県計	80,062	100.0	870,819	100.0	10.9	86,088	100.0	878,756	100.0	10.2
宇都宮市	20,953	26.2	241,786	27.8	11.5	21,906	25.4	241,408	27.5	11.0
足利市	6,274	7.8	60,053	6.9	9.6	7,415	8.6	63,300	7.2	8.5
栃木市	6,523	8.1	64,529	7.4	9.9	7,032	8.2	64,307	7.3	9.1
佐野市	5,884	7.3	54,287	6.2	9.2	6,236	7.2	54,618	6.2	8.8
鹿沼市	4,292	5.4	42,600	4.9	9.9	4,690	5.4	43,603	5.0	9.3
日光市	3,872	4.8	34,668	4.0	9.0	4,331	5.0	36,833	4.2	8.5
小山市	6,613	8.3	80,262	9.2	12.1	6,810	7.9	78,365	8.9	11.5
真岡市	2,897	3.6	34,075	3.9	11.8	3,265	3.8	36,424	4.1	11.2
大田原市	2,936	3.7	33,258	3.8	11.3	3,144	3.7	32,472	3.7	10.3
矢板市	1,228	1.5	12,454	1.4	10.1	1,391	1.6	13,666	1.6	9.8
那須塩原市	5,011	6.3	48,940	5.6	9.8	5,401	6.3	49,775	5.7	9.2
さくら市	1,429	1.8	16,562	1.9	11.6	1,457	1.7	16,452	1.9	11.3
那須烏山市	1,154	1.4	9,418	1.1	8.2	1,243	1.4	9,646	1.1	7.8
下野市	1,999	2.5	24,343	2.8	12.2	2,108	2.4	22,497	2.6	10.7
上三川町	1,055	1.3	17,817	2.0	16.9	1,091	1.3	17,057	1.9	15.6
益子町	961	1.2	5,950	0.7	6.2	1,019	1.2	6,341	0.7	6.2
茂木町	521	0.7	3,486	0.4	6.7	566	0.7	4,156	0.5	7.3
市貝町	395	0.5	5,036	0.6	12.7	424	0.5	5,102	0.6	12.0
芳賀町	556	0.7	26,525	3.0	47.7	637	0.7	26,305	3.0	41.3
壬生町	1,462	1.8	16,463	1.9	11.3	1,556	1.8	15,833	1.8	10.2
野木町	726	0.9	9,003	1.0	12.4	715	0.8	8,900	1.0	12.4
塩谷町	407	0.5	3,178	0.4	7.8	452	0.5	3,430	0.4	7.6
高根沢町	811	1.0	9,283	1.1	11.4	875	1.0	9,833	1.1	11.2
那須町	1,405	1.8	11,415	1.3	8.1	1,539	1.8	12,546	1.4	8.2
那珂川町	698	0.9	5,428	0.6	7.8	785	0.9	5,887	0.7	7.5

注1：「事業所数」、「従業者数」及び「1事業所当たり従業員数」は、必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計。

注2：令和3年の調査方法は、平成28年調査の調査方式と異なるため、平成28年の調査結果は「参考」と表章している。

<市統計書（令和3年経済センサスー活動調査） 市内事業所数>

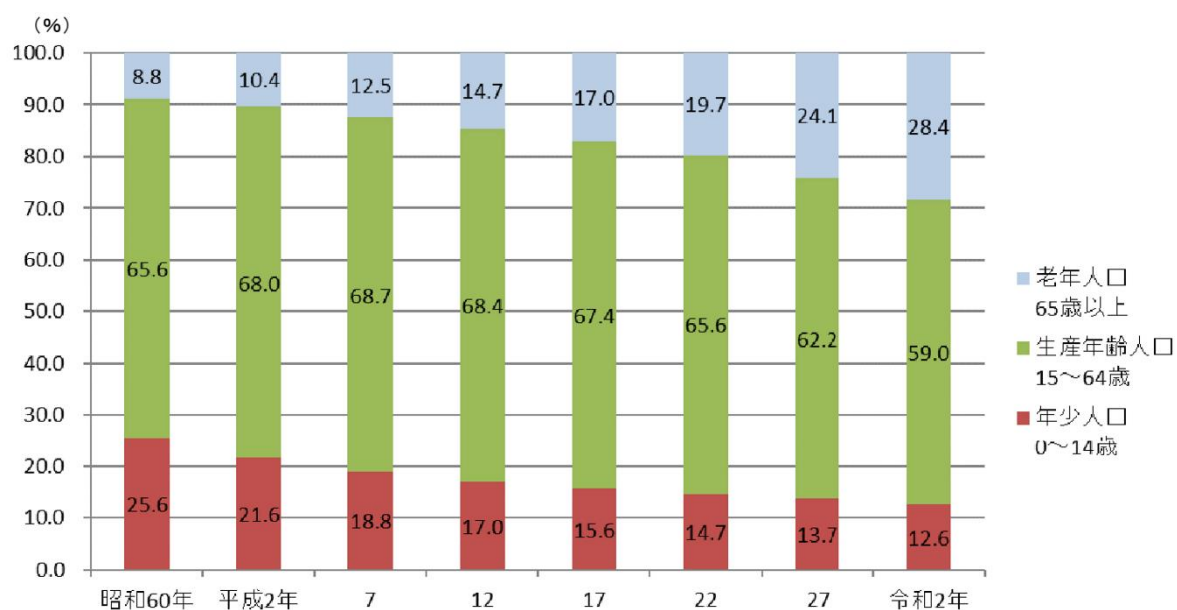
産業分類		総数	
		事業所数	構成比率
総数		5,011	100.0%
第1次	農林漁業（個人経営を除く）	56	1.1%
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0%
	建設業	545	10.9%
	製造業	352	7.0%
	電気・ガス・熱供給・水道業	15	0.3%
第3次	情報通信業	29	0.6%
	運輸業、郵便業	102	2.0%
	卸売業、小売業	1,316	26.3%
	金融業、保険業	69	1.4%
	不動産業、物品賃貸業	242	4.8%
	学術研究、専門・技術サービス業	197	3.9%
	宿泊業、飲食サービス業	702	14.0%
	生活関連サービス業、娯楽業	525	10.5%
	教育、学習支援業	141	2.8%
	医療、福祉	404	8.1%
	複合サービス事業	27	0.5%
	サービス業（他に分類されないもの）	287	5.7%

注3：事業所数は公営及び事業内容等不詳を除く。

参考：市内商工会会員数（令和6年度）

那須塩原市商工会 1, 585名＋西那須野商工会 882名＝2, 467名

<令和2年国勢調査 市生産年齢人口推移>



（２）目標

商工会等と連携した市内中小企業者全体の更なる支援を行っていくことで、先端設備等導入計画の認定件数について、年５件以上を目指す。

（３）労働生産性に関する目標

商工会等と連携した市内中小企業者全体の更なる支援を行っていくことで、先端設備等導入計画認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）について、年平均３％以上の向上を目指す。

２ 先端設備等の種類

本計画において、対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

（設定理由）

本市には、様々な業種の産業が市内全域にバランスよく存在しており、それらを全体的に支援するため。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

本計画において、対象となる地域は市内全域とする。

（設定理由）

本市には、様々な業種の産業が市内全域にバランスよく存在しており、それらを全体的に支援するため。

（２）対象業種・事業

本計画において、対象となる業種及び事業については、全業種及び全事業とする。

（設定理由）

本市には、様々な業種の産業が市内全域にバランスよく存在しており、それらを全体的に支援するため。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意をした日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

健全な地域経済の発展に配慮するため、以下のいずれかに該当すると認められる場合は、当該先端設備等導入計画について、認定の対象としない。

- ・先端設備等導入計画に、人員削減を目的とした取組が含まれる場合（申請者は、雇用の安定に配慮しなければならない。）。
- ・申請者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者である場合。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営むもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。
- ・申請者（法人の場合は、その役員を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力である場合。また、反社会的勢力から資金提供を受けている場合。
- ・その他市長が不适当と認める場合。